



家族受検表彰制度について

家族受検表彰制度とは 家族で受検し合格された場合、個別の合格証書に加えて、『家族合格表彰状』を贈呈する制度です。
※本制度の利用には申請が必要です。

家族受検表彰を申請するには

申請資格 以下の条件を満たしたご家族のみ申請することができます。

① 申請者全員が家族・親族であること

必ずしも同居のご家族である必要はありません。表彰状は各回一家族1枚のみ発行します。
ご家族が複数日程に分かれて受検される場合は、ご家族全員の合否が判明した後に申請してください。

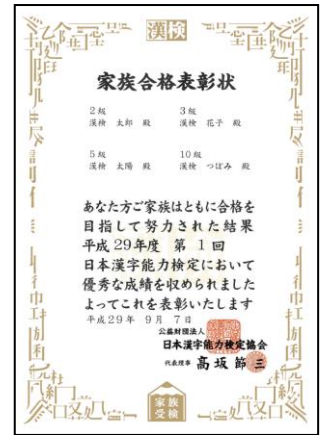
② 申請者全員が平成30年度 第2回検定※における漢検1～10級の合格者であること

※平成30年8月21日、10月14日・19日・27日、11月2日の検定(公開会場・準会場の別は問いません)
漢検CBTにて平成30年8月1日～平成30年11月30日に受検し、合格された方もご申請いただけます。

③ 申請者数が2名以上6名以下であること

複数の級に合格されている場合、合格者はのべ人数で数えます(例:2級と準2級に合格した場合、合格者は2名とみなします)。ただし、同一人物が1名だけで申請することはできません。また、同一人物の名前を複数の表彰状に記載することもできません。

※表彰状のスペースの都合により、7名以上の氏名の印字ができません。6名以下でご申請ください。



※イメージ
(仕様は予告なく変更することがあります)

申請方法 以下の「家族合格表彰状 申請書」を一家族につき1枚記入し、FAXもしくは郵送にて協会へお送りください。

複数家族で申請する場合：申請書をコピー（もしくは漢検ホームページからダウンロード）してご申請ください。

複数家族を1枚の申請書に記入しないようご注意ください。1枚の申請書にお名前がある方全員を同一家族とみなします。

◆申請時のご注意◆

- ①表彰状のお名前は申請者の「1人目」の方から順に印刷されます。
- ②表彰状のお名前は検定結果資料に記載のお名前と同じです。

◆表彰状のお届け先◆

- 申請者の「1人目」が個人受検の方⇒表彰状は申請者の「1人目」の方のご登録住所へお届けします。
- 申請者の「1人目」が団体受検の方⇒表彰状は団体のご担当者宛にお届けします。
 - ・受検者ご本人様へ直接お届けすることはできません。団体を介さず受検者ご本人が申請される場合は、表彰状が団体宛に届くことをあらかじめ団体担当者へお伝えください。

送付先

公益財団法人 日本漢字能力検定協会 家族受検表彰受付係 行

FAXの場合 → 075-532-1110 郵送の場合 → 〒605-0074 京都市東山区祇園町南側 551 番地

申請締切日

平成31年 1月 8日 (火) 必着 (表彰状は1月下旬発送予定)

家族合格表彰状 申請書

《平成30年度 第2回検定》

申請日 平成 年 月 日

★団体担当者のみご記入ください★

複数家族申請される場合の連番 家族目 / 家族中

会場番号	団体名	ご記入者
------	-----	------

	検定日	会場番号 (※検定結果通知を参照。数字は左詰めで記入。)	受検番号 (※数字は左詰めで記入。)	氏名	認証番号 (※数字は左詰めで記入。)
1人目	/				
2人目	/				
3人目	/				
4人目	/				
5人目	/				
6人目	/				

締切日：平成31年 1月 8日 (火) 必着

※認証番号…合格証書左端に記載。(団体受検の方は団体専用ページ、受検者名簿に記載。)

※注意※ 一家族につき1枚ご記入ください。

FAX： 075-532-1110

ご記入頂きました個人情報は、弊協会の家族合格表彰状の発行に関わる業務にのみ使用します。(ただし検定に関わる業務に際し業務提携会社に作業を委託する場合があります)
個人情報のご記入は任意ですが、必須項目にご記入がない場合は家族合格表彰状を発行できない場合がございますので、ご注意ください。

ご記入頂きました個人情報に関する開示、訂正等お問い合わせは、下記の窓口へお願いします。

公益財団法人 日本漢字能力検定協会 個人情報保護責任者 事務局長 個人情報相談窓口 <https://www.kanken.or.jp/privacy/>

